

公益財団法人とちぎ建設技術センター物品調達条件付き一般競争入札執行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人とちぎ建設技術センター（以下「財団」という。）が行う物品等の調達において、手続きの競争性・透明性の向上を図るために実施する条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 一般競争入札の対象となる調達は、当財団が行う調達のうち、共同購入になじむもので、年間購入金額が概ね500万円以上の物品とする。ただし、緊急を要する場合その他一般競争入札に係る手続きにより難しい場合はこの限りではない。

(競争参加の条件)

第3条 条件付き一般競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な条件は、競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき入札参加資格があるものと決定された者で、原則として次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 当該入札日において、栃木県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成9年10月1日付け出会第26号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定を受けた後に、別に定める手続きに基づく入札参加資格の再認定を受けていること。

2 前項各号に定めるもののほか、次に掲げる条件を付することができるものとする。

- (1) 県内に本店、支店、営業所等を有する者であること。
- (2) 対象物品と同種又は類似の物品の納入実績があること。
- (3) その他必要と認める事項。

(競争参加の条件の決定)

第4条 前条に規定する条件の詳細な内容について、指名選考委員会において決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 理事長は、一般競争入札を実施しようとするときは、対象物品及び競争参加の条件等について、次のとおり入札公告を行う。

- (1) 掲示を行う場所 本部内、物品納品対象事務所及び当財団ホームページ。
- (2) 入札公告は、別添1の標準公告例による。

(競争参加資格確認申請及び確認資料の提出)

第6条 理事長は、入札参加希望者の競争参加資格の有無を確認するため、対象物品の入札参加希望者から所定の期日までに物品調達条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び物品調達条件付き一般競争入札参加資格確認資料（様式第2号）の提出を求めるものとする。

（競争参加資格の確認等）

第7条 理事長は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときには、申請期限日現在をもって競争参加資格の有無を確認するものとする。

2 総務部長は、前項の規定に基づく確認において疑義が生じたときは、指名選考委員会に諮り、意見を求めるものとする。

3 総務部長は、競争参加資格の有無を確認したときは、物品調達条件付き一般競争入札参加資格確認通知書（様式第3号）（以下「確認通知書」という。）により、入札の前日までに入札参加希望者に通知するものとする。

4 前項により競争参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明は、県の「入札及び契約に係る苦情処理要領（平成15年6月1日施行）」に準じて取り扱うものとする。

（秘密の保持）

第8条 入札参加希望者から提出された書類等は、公表しないこととする。

（入札の執行）

第9条 入札については、直接持参又は郵送によるものとする。

（積算内訳書の提出）

第10条 理事長は、入札参加希望者に対して、第1回目の入札に際し、入札（見積）書に記載される入札金額に対応した積算内訳書の提出を求めることができるものとする。

（入札結果等の公表）

第11条 入札結果等については、入札執行課又は物品納品対象事務所において、落札者の決定後速やかに閲覧の方法により公表するものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

（フロー図）

第13条 落札者の決定に至るまでの流れは、別記「フロー図」を標準とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から適用する。